

南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産者及び事業者同士の交流の場を創出し、町のにぎわい及び地域の活性化を図るため、マルシェ開催事業に対して予算の範囲内で交付する南関町マルシェ開催事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マルシェ 6以上の者が出店して開催する即売会をいう。
- (2) 運営者 マルシェを運営する者をいう。
- (3) 出店者 マルシェに出店し、物品等の販売を行う者をいう。
- (4) 暴力団員等 南関町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる運営者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体
- (2) 町税に滞納がない者
- (3) その他町長が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、マルシェの開催に係る事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 3以上の出店者が町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体が開催する事業であること。
- (2) 町内で開催する事業であること。
- (3) 不特定多数の者が自由に参加できるマルシェとすること。
- (4) 公序良俗に反しない事業であること。
- (5) 宗教的又は政治的活動に関しない事業であること。
- (6) 交付対象者及び出店者に暴力団員等が含まれず、かつ運営に関与していない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中に支出したマルシェの開催に係る事業に必要な費用のうち、別表1に掲げる経費とする。ただし、マルシェの開催に係る事業に必要な費用として町長が認める経費についても補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業による補助を受けている経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内とし、20万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1 運営者につき 1 回限りとする。

(交付申請)

第 7 条 交付対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南関町マルシェ開催事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 出店者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付を決定したときは申請者に対し、南関町マルシェ開催事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(事業の変更等)

第 9 条 前条の規定に基づく交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、南関町マルシェ開催事業変更承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業を開催する日時、場所、その他の事業計画を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施を中止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、南関町マルシェ開催事業変更承認(不承認)通知書(様式第 4 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付を受けた日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、南関町マルシェ開催事業実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、南関町マルシェ開催事業補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付確定通知書の写しを添えて、町長に南関町マルシェ開

催事業補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず交付決定者が補助金の概算払を受けようとするときは、南関町マルシェ開催事業補助金概算払申請書（様式第8号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定額の範囲内において補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が取り消すことが適当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、南関町マルシェ開催事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による交付決定の取消しにより交付決定者に損害が生じた場合も、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、南関町マルシェ開催事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第15条 町長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条 関係)

補助対象経費	内容
広報経費	(1) ポスター、チラシ、案内看板、のぼり旗等の作成費及び印刷費 (2) ホームページ等の作成費 (3) イベント告知のための広告掲載等に係る経費
会場関係経費	(1) 会場及び会場に備えられた器具等の使用に係る経費 (2) 会場、販売ブース、照明等設営及び会場の装飾等に係る経費 (3) 会場の警備に係る経費
その他経費	その他事業の実施に係る経費として町長が必要と認めるもの

様式第1号（第7条関係）

南関町マルシェ開催事業補助金交付申請書

年 月 日

南関町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

南関町マルシェ開催事業補助金の交付を受けたいので、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業完了の予定期日	
補助対象経費（総額）	円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 出店者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

南関町マルシェ開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の南関町マルシェ開催事業補助金については、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付けて金円を交付します。

年 月 日

南関町長

（補助の条件）

補助金の使途については、申請書記載のとおりとし、他の経費に流用してはならない。

様式第3号（第9条関係）

南関町マルシェ開催事業変更承認申請書

年 月 日

南関町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更の内容	変更前 変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

様

南関町長

南関町マルシェ開催事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、下記のとおり承認（不承認）したので、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

なお、補助事業の変更に伴い、当該補助金の交付決定額を下記のとおり決定します。

記

- 1 変更後の補助金交付決定額 金 円
- 2 変更前の補助金交付決定額 金 円
- 3 次の理由により不承認とする。
不承認の理由

南関町マルシェ開催事業実績報告書

年 月 日

南関町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を実施したの
で南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え
て報告します。

記

事業の名称	
事業完了日	
交付決定額	

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町マルシェ開催事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった南関町マルシェ開催事業補助金については、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

補助事業に要した経費及び補助金

補助事業に要した経費	金	円
補助金の額	金	円

南関町マルシェ開催事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

南関町長 様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定（交付決定）のあった補助金
について、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 _____ 円

2 補助金振込先

◆銀行等

振込先 金融機関	銀行 信金 信組 農協	本店 支店 支所
預金種目	普通 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

◆ゆうちょ銀行

振込先	記号	番号
フリガナ		
口座名義		

南関町マルシェ開催事業補助金概算払申請書

年 月 日

南関町長 様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1

事業費	補助金	概算払受領済額	今回概算額	残額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町マルシェ開催事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付の南関町マルシェ開催事業補助金
については、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記
のとおり取消しましたので通知します。

記

- 1 交付取消額 金 円
- 2 取消の理由

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町マルシェ開催事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定取消の南関町マルシェ開催事業補助金については、南関町マルシェ開催事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還命令額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由